

公印省略

3 観政第1193号

令和3年9月28日

各 位

福岡県商工部観光局観光政策課長

【第12期】、<第6期>【大規模施設・大規模施設テナント向け】

福岡県感染拡大防止協力金の周知について（依頼）

本県観光行政の推進につきましては、日頃から種々御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県では、県内全域における飲食店等及び大規模施設・大規模施設のテナント事業者に対し、9月13日から9月30日までの期間、営業時間短縮等の要請を行いました。

この要請に協力いただいた事業者の皆様に対し、【第12期】、<第6期>【大規模施設・大規模施設テナント向け】福岡県感染拡大防止協力金の申請受付を10月1日（金）より開始します。また、同日9時より電子申請フォームを公開します。

については、多くの事業者の方にご活用いただくため、貴団体の会員である対象事業者に対し、別添チラシ等により周知いただきますよう、ご協力をお願いします。

記

〈添付書類〉

- (1) 「【第12期】<第6期>【大規模施設・大規模施設テナント向け】福岡県感染拡大防止協力金申請受付開始」案内
- (2) 「【第10・11・12期】福岡県感染拡大防止協力金」チラシ
- (3) 「<第4・5・6期>【大規模施設・大規模施設テナント向け】福岡県感染拡大防止協力金」チラシ

福岡県商工部観光局観光政策課

担当：村崎

電話：092-643-3419



担当課 商工政策課 企画班
内 線 3630
直 通 643-3434
担 当 辻畠

【第12期】福岡県感染拡大防止協力金

【第6期】福岡県感染拡大防止協力金（大規模施設・大規模施設テナント向け）
申請受付を10月1日（金）より開始します。

営業時間短縮等の要請に協力いただいた事業者の皆さんに給付する、【第12期】福岡県感染拡大防止協力金及び【第6期】福岡県感染拡大防止協力金（大規模施設・大規模施設テナント向け）の申請受付を10月1日（金）より開始します。

1. 申請受付期間

令和3年10月1日（金）から10月31日（日）まで

※【第10期】、【第11期】福岡県感染拡大防止協力金、【第4期】、【第5期】福岡県感染拡大防止協力金（大規模施設・大規模施設テナント向け）の申請受付期限を10月31日（日）まで延長いたします。

2. 申請方法

(1)郵送申請

次の方法で申請書を入手し、郵送してください。

○県ホームページからダウンロード（※9月28日（火）午前9時掲載開始）

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金



○県内各所にて配布（※10月1日（金）配布開始予定）

商工会議所、商工会、県・中小企業振興事務所（【第12期】福岡県感染拡大防止協力金は、市町村役場、県・保健福祉環境事務所でも配布します）

○郵送により取り寄せ（※10月1日（金）郵送開始予定）

コールセンターまで依頼いただければ、申請書を郵送いたします。

※ 郵送申請は、書面による審査のため、給付まで時間を要することがあります。

【申請書の送付先】

〒810-8799 福岡中央郵便局留 福岡県感染拡大防止協力金事務局 宛

(2)電子申請

10月1日（金）午前9時に福岡県感染拡大防止協力金ホームページに申請受付ページを公開予定。

3. 問い合わせ先

【福岡県感染拡大防止協力金センター】

電話番号：0120-567-918 受付時間：9時～17時（平日・土・日・祝日）

※募集概要は別紙をご参照ください。

○福岡県の要請に応じて、【第12期】9月13日～9月30日の全ての期間に営業時間短縮等を行った事業者の皆さまに協力金を給付します。

○要件を満たす事業者の皆さまに【第12期】協力金の一部を先渡給付します。

期	【第10期】		【第11期】	【第12期】																				
区域	①北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域(筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、轄屋郡(宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、柏原町)、朝倉郡(筑前町、東峰村))	②その他市町村	県内全域																					
期間	8月1日(日)0時～8月19日(木)24時		8月20日(金)0時～9月12日(日)24時	9月13日(月)0時～9月30日(木)24時																				
対象施設	<p>○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象 ※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は要請の対象 ※【第11期】、【第12期】では、「飲食店営業許可を受けていないカラオケ店」は要請の対象</p> <p>○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であっても要請の対象外 ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・ティーアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場</p>																							
要請内容	<p>福岡コロナ警報期間の要請【8月1日(日)0時～8月1日(日)24時】</p> <p>○営業時間を5時から21時までの間とすること(もとの営業時間が5時から21時までの間である店舗は対象外)</p> <p>○酒類提供は11時からとし、20時30分をオーダーストップとすること</p> <p>○カラオケ喫茶やスナック等(カラオケボックス除く)におけるカラオケ設備の利用自粛</p> <p>まん延防止等重点措置期間の要請【8月2日(月)0時～8月19日(木)24時】</p> <p>※8月2日から応じられなかった場合は、8月5日までに応じた方が対象になります。</p> <p>○営業時間を5時から20時までの間とすること(もとの営業時間が5時から20時までの間である店舗は対象外)</p> <p>○酒類提供を行わないこと</p> <p>○カラオケ喫茶やスナック等(カラオケボックス除く)におけるカラオケ設備の利用自粛</p>		<p>※第11期については、8月20日から応じられなかった場合は、8月20日以降、引き続き第10期の要請に応じ、8月23日までに第11期の要請に応じた方が対象になります。</p> <p>○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケボックスや酒類持ち込みを認めている飲食店を含む)</p> <p>次の(1),(2)のいずれかに応じること</p> <p>(1)休業すること</p> <p>(2)酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5時から20時とすること(もとの営業時間が5時から20時までの間である店舗は対象外)</p> <p>○酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等</p> <p>営業時間を5時から20時とすること(もとの営業時間が5時から20時までの間である店舗は対象外)</p>																					
協力金	<p>○1日あたり給付額(※)×19日間 ※8月1日から「福岡コロナ警報期間の要請」に応じているまでの間(最長8月4日まで)は、②その他市町村と同じ</p>		<p>○1日あたり給付額×19日間</p>																					
1店舗あたり給付額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>※ 「 売上 高 減 少 額 方 式 」 も選択可 能</th> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり 給付額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10万以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10万円超 25万円未満</td> <td>1日あたり 売上高の4割</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25万円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>		※ 「 売上 高 減 少 額 方 式 」 も選択可 能	1日あたり売上高	[1日あたり 給付額]		10万以下	4万円		10万円超 25万円未満	1日あたり 売上高の4割		25万円以上	10万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり 給付額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8万3,333円以下</td> <td>2万5千円</td> </tr> <tr> <td>8万3,333円超 25万円未満</td> <td>1日あたり 売上高の3割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>7万5千円</td> </tr> </tbody> </table>		1日あたり売上高	[1日あたり 給付額]	8万3,333円以下	2万5千円	8万3,333円超 25万円未満	1日あたり 売上高の3割	25万円以上	7万5千円
※ 「 売上 高 減 少 額 方 式 」 も選択可 能	1日あたり売上高	[1日あたり 給付額]																						
	10万以下	4万円																						
	10万円超 25万円未満	1日あたり 売上高の4割																						
	25万円以上	10万円																						
1日あたり売上高	[1日あたり 給付額]																							
8万3,333円以下	2万5千円																							
8万3,333円超 25万円未満	1日あたり 売上高の3割																							
25万円以上	7万5千円																							
家賃支援金	<p>[1日あたり給付額] 1日あたり売上高減少額の4割</p> <p>上限:「20万円」</p> <p>※酒類提供を取り止めた場合が対象 ※11期で加算済の場合には加算無し</p>		<p>上限:「20万円」</p> <p>○8月及び9月の家賃月額× 2/3(各上限20万円)を加算 ※10期又は12期で加算済の場合には加算無し</p> <p>○9月の家賃月額× 2/3(上限20万円)を加算 ※11期で加算済の場合には加算無し</p> <p>※酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が要請に応じた場合が対象</p>																					
申請受付	9月13日(月)～10月31日(日)			10月1日(金) ～10月31日(日)																				

先渡給付申請について

	【第10期先渡給付】	【第11期先渡給付】	【第12期先渡給付】
先渡給付要件 ※(1)～(3)の全てを満たす方が対象です。	<p>(1)8月1日から8月24日までの全期間、県の全ての要請に協力いただくこと</p> <p>※8月20日～24日は、引き続き【第10期】の要請に応じるか、【第11期】の要請への対応を8月23日までに開始する必要があります。</p> <p>※「まん延防止等重点措置期間の要請」に8月2日から応じられなかつた場合は、8月1日以降、引き続き「福岡コロナ警報期間の要請」に応じ、8月5日までに「まん延防止等重点措置期間の要請」に応じた方が対象になります。</p> <p>(2)令和3年1月16日以降実施分の協力金(第1期以降)について受給実績があること</p> <p>(3)要請期間後の申請を売上高方式で申請する事業者であること(大企業は「売上高方式」を選択できないため、先渡給付の対象外)</p> <p>※給付要件を満たしたこと(全期間、県の全ての要請にご協力いただいたこと等)を確認するため、<u>要請期間終了後に必ず本申請を行ってください。</u></p> <p>※後日、給付要件を満たしていなかったことが判明した場合、先渡給付額は返還していただきます。</p>	<p>(1)8月20日から9月12日までの全期間、県の全ての要請に協力いただくこと</p> <p>※【第11期】の要請に8月20日から応じられなかつた場合は、8月20日以降、引き続き第10期の要請に応じ、8月23日までに第11期の要請に応じた方が対象になります。</p>	<p>(1)9月13日から9月30日までの全期間、県の全ての要請に協力いただくこと</p>
先渡給付額	<p>①北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域: 80万円(4万円/日×20日分)</p> <p>②その他市町村: 50万円(2万5,000円/日×20日分)</p>	県内全域:64万円(4万円/日×16日分)	県内全域:48万円(4万円/日×12日分)
	※売上高に応じて算出した総給付額と先渡給付額との差額については、本申請の審査後、追加給付します。		
申請書類	先渡給付申請書(※添付資料は不要)		
申請方法	電子申請、郵送申請		
申請受付期間	8月1日(日)～8月20日(金)	8月20日(金)～9月4日(土)	9月13日(月)～9月24日(金)

協力金に関するお問い合わせ先

申請方法等についてはホームページを御覧いただくか、コールセンターにお問合せください。

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金



福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時～17時)

福岡県感染防止認証マークについて

県が定める感染防止対策の基準をすべて満たしている飲食店であることを示す「感染防止認証マーク」を取得し、安心して利用できる飲食店であることを利用者へお知らせしましょう。

<感染防止認証制度コールセンター> TEL:0120-236-630 (10:00～17:00 平日)



福岡県による要請に応じて、【第4期】令和3年8月2日から8月19日まで、【第5期】令和3年8月20日から9月12日まで、【第6期】令和3年9月13日から9月30日までの期間に営業時間短縮等を行った1,000m²超の大規模施設を運営する事業者の皆さま、及び大規模施設のテナント事業者等の皆さまに協力金を給付します。

※【第4期】8月2日から要請に応じられなかった場合は8月4日までに、【第5期】8月20日から要請に応じられなかった場合は8月22日までに、【第6期】9月13日から要請に応じられなかった場合は9月15日までに要請に応じた場合が対象になります。

福岡県からの要請

要請期間	【第4期】令和3年8月2日(月)0時～8月19日(木)24時 【第5期】令和3年8月20日(金)0時～9月12日(日)24時 【第6期】令和3年9月13日(月)0時～9月30日(木)24時
対象区域	【第4期】北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域(筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、糟屋郡(宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町)、朝倉郡(筑前町、東峰村) 【第5期】【第6期】県内全域

要請対象施設	要請内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場など	○人数上限5000人かつ収容率大声あり50% /大声なし100%の要請 ※【第5期】【第6期】は、人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請
集会場、公会堂など	○(1000m ² 超)20時までの営業時間短縮要請 ※イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請
展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど	※劇場、観覧場、映画館、演芸場などは「イベント開催」に該当
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	※1000m ² 超の判定は、建築物の床面積により行います。屋外部分の面積(屋外のテニスコート、ゴルフコース等)は含まれませんのでご留意ください。(全ての施設に共通の取扱い)
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオなど	○(1000m ² 超)20時までの営業時間短縮要請
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど	
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場など	○(1000m ² 超)20時までの営業時間短縮要請
スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など	
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など	○(1000m ² 超)20時までの営業時間短縮要請 ※生活必需物資を除く。

給付額

1日あたり給付額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×要請に応じた日数

※ 要請対応開始日が【第4期】8月3日～4日、【第5期】8月21日～22日、【第6期】9月14日～15日の場合は当該要請対応開始日からの日数が対象

	大規模施設	テナント
1日あたり給付額	自己利用分面積※1,000m²毎に20万円 ※特定大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、要請に応じて休業又は時短営業を行っている部分の面積(生活必需品の売り場を除く) ※映画館運営事業者も対象 ※1,000m ² 以下の場合も20万円 協力金対象テナント数(10以上の場合)×2千円	対象床面積※100m²毎に2万円 ※100m ² 未満の場合は2万円 ※百貨店の店子の場合、1店舗あたり2万円 ※映画館運営事業者及び映画配給会社には、それぞれ1スクリーンあたり2万円(要請に応じ上映できなかった回数/対象日に予定していた上映回数を乗じた額)

申請受付期間(電子申請・郵送申請)

【第4期】【第5期】令和3年9月13日(月)～10月31日(日)

【第6期】令和3年10月1日(金)～10月31日(日)

給付要件

※詳細は募集要項をご覧ください。

1 大規模施設

- ①福岡県内において床面積が1,000m²を超える要請対象施設を運営する事業者であること
- ②要請期間の全ての期間に、要請に応じていること。但し、やむを得ない理由により、【第4期】8月2日から要請に応じられなかった場合は、8月4日までに、【第5期】8月20日から要請に応じられなかった場合は、8月22日までに、【第6期】9月13日から要請に応じられなかった場合は、9月15日までに要請に応じ、残りの全ての期間に要請に応じていること
- ③飲食業に係る協力金の支給対象となっている施設以外の施設(そのテナント事業者等が支給対象となっている場合を除く。)であること

2 テナント

- ①要請期間において、要請に応じている大規模施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること(百貨店においては、当該店舗の売上が百貨店に計上されたのちに分配され、百貨店から一定の区画の分配を受け、店舗の運営者名義で出店し、一定の自立性をもって事業を営むなどの店舗を含む)
- ②当該大規模施設が要請に応じたことに伴い、休業・営業時間短縮をおこなった店舗であること。
- ③要請期間に飲食業に係る協力金の支給を受けていないこと

必要書類

※主な必要書類です。詳細は募集要項をご覧ください。

1 大規模施設

- ①通帳の写し
- ②床面積が1,000m²を超えていていることが確認できる書類の写し(大規模小売店舗立地法上の届出の写しなど)
- ③休業・営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(告知文や大規模施設のホームページなど)

2 テナント

- ①本人確認書類の写し(運転免許証など)※個人事業者のみ
- ②通帳の写し
- ③大規模施設に出店していることが確認できる書類の写し(賃貸借契約書など)
- ④店舗の外観全体(店舗名)が分かる写真
- ⑤出店している大規模施設の休業・営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(告知文や大規模施設のホームページなど)
- ⑥休業・営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(変更前後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど)

※上記以外に事務局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

協力金に関するお問い合わせ先

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時~17時)

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金



福岡県新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカーについて

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「感染防止宣言ステッカー」を掲示して安心して利用できることをお知らせしましょう。

<福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口>TEL:092-643-3599(9:00~18:00 平日)

